全国市長会 御中

一般社団法人全国銀行協会一般社団法人全国地方銀行協会一般社団法人第二地方銀行協会一般社団法人第二地方銀行協会一般社団法人全国信用組合中央協会一般社団法人全国労働金庫協会一般社団法人全国労働金庫協会農林中央金庫

地方税・地方公金の電子納付の推進等について (要望)

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、今般、金融界は、電子納付の推進のために望ましい施策等について、 別紙記載の事項を総務省に対して要望いたしました。

なお、別紙の構成は以下のとおりです。

- ・ 別紙1:特に重要と考えられる事項
- ・別紙2:その他の要望事項一覧
- 別紙3:別紙1に記載された一部項目の詳細

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、各地方公共団体における理解・検討促進に向けてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備

(1) 地方税統一 QR コード(以下、「eL-QR」という)の全税目付与の着実な履行および地方公金収納への拡大【7回】¹

現在、ほぼすべての地方公共団体において、基本4税目(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割)について eL-QR に対応している(令和6年1月時点、1,779団体[99.5%、47都道府県+1,732市区町村]「地方税統一QRコードの活用に係る検討会取りまとめ(令和6年3月)」)。また、令和6年4月以降、基本4税目以外の税目(不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税)等についても、対象が拡大されている。

しかしながら、令和6年4月以降においても依然として、その他の地方税目や延滞税等にeL-QRが付されていないケースが相当数みられる。

貴省におかれては、納税者利便の向上、地方公共団体・金融機関双方における業務効率化等の観点から、各地方公共団体が発行するこれらの納付書に可及的速やかに eL-QR が付されるよう、方針の周知徹底や働きかけを継続的に行っていただきたい。

地方公金については、令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を目指すこととされていることから、早期の実現に向けて、遅滞なく進めていただきたい。公金収納を開始した後には、将来的に事務組合が徴収する水道料金や下水道料金についても、eLTAXを活用した納付が可能となるようにご検討いただきたい。

地方公共団体の任意により eLTAX を活用することができることとされている公金についても、地方公共団体から活用の意向が示された際は、住民サービスの向上に向けた前向きな取組みとしてお捉えいただき、これが叶うよう助成金の交付を含めて積極的に支援いただきたい。

あわせて、各地方公共団体によって取扱いの差異が見られる納入済通知書の持込時限の過度な制限(「店頭収納の翌営業日」等)を緩和することについても、金融機関から地方公共団体に相談が寄せられた際には、真摯にご対応いただくように周知いただきたい。

(2) eLTAX の利便性向上【7回】

地方税・地方公金に係る eLTAX の利便性向上のために、以下の点に係る改修を ご検討いただきたい。なお、各項目の詳細は別紙2をご覧いただきたい。

- ① 他システムと連携した UI・UX のさらなる改善
- ② 継続アップロード機能の実現
- ③ 納税証明書の表示・出力機能の実現

^{1 【○}回】は令和元年以降の要望回数を示す。これ以降の記載も同様。

- ④ eLTAX における複数人の承認を必要とするフローの導入と複数 ID の付与
- ⑤ 退職所得の一括アップロード機能搭載
- ⑥ MPN を利用した自動ダイレクト納付の実現
- ⑦ 地方税お支払いサイトの利便性向上
- ⑧ eL-QR に格納する情報の誤り発生の防止
- ⑨ 地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化

(3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化【3回】

各地方公共団体において、取扱いが異なっている以下の点について、事務取扱の標準化をご検討いただきたい。なお、各項目の詳細は別紙2をご覧いただきたい。

- ①納付書の様式統一
- ②「地方税お支払いサイト」への固定資産や車両を特定する情報の記載
- ③延滞金等の取扱いの見直し
- ④一括納付制度の導入
- ⑤自動車税還付時の口座振込払い
- ⑥公金収納等に係る検査の柔軟な運用
- ⑦収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進
- ⑧地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用

(4) 証券による納付の廃止【4回】

2023 年 4 月から開始された eL-QR による収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、eL-QRが付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者の不利益に繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の観点からも重要である。2027 年度初には電子交換所における手形・小切手の交換業務を廃止することになったことから喫緊の課題であり、貴省におかれては、地方自治法の改正も視野に、証券による地方税の納付の取扱いを一律で廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

2. 地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援 (地方公共団体が支払う料金の口座引落の推進)【4回】

地方公共団体が納付書払いで支払う額が一定のものや公共料金等については口 座引き落としによる支払いとしていただきたい。また、支払方法としてインター ネットバンキングを導入している地方公共団体であっても、その決済資金(支払 原資)を口座引落により処理せず、小切手を振り出すことで充当しているために、 金融機関の事務は効率化されていないケースもある。

この点、令和4年3月29日付各地方公共団体宛通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」では、「インターネットバンキングによる口座振替(振込)の方法により支出することを指示することは『会計管理者の通知』に該当する」ことが示されている。

本件の再度の周知を含め、小切手の振り出しに代えて、決済資金(支払原資)を口座引落することは可能であることを、引き続き各地方公共団体宛に周知することをお願いしたい。

あわせて、経費負担の適正化に伴い、金融機関に対する各種公金収納等事務に対する手数料の支払いが増加しているが、半年おき・年次払いといった特殊な支払いサイクル、小切手による支払入金等が求められ、月次・自動口座引落での支払いが一般的な民間取引と比較して、極めて煩雑な事務が発生している。

地方自治法第232条の4第2項等にもとづき、許容されていないとの主張も仄聞しているが、公共料金のうち、臨時的でないものに関しては自動口座引落を行っている事例があることから、現行法においても一定の条件下、自動口座引落は可能なものと認識している。

貴省におかれては、金融機関への各種手数料の支払いにおいても自動口座引落 が可能であることを各地方公共団体宛にご周知いただくことをご検討いただきた い。

3. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、コストの適正な負担をお願いしてきている。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

(1) 地方税の収納等に係る経費負担の適正化【7回】

2022年3月、2023年6月および2024年3月に、貴省から各地方公共団体に対し、公金収納等事務に係る経費負担の適正化に向けた通知が発信されたものと承知している。金融界としては、本通知が関係当事者における検討・交渉のきっかけとなっている点でこれを歓迎するが、現状、経費負担の適正化の進捗は、道半ばであると認識している。一部の金融機関からは、以下のような事象が報告されている。

- ・地方公共団体によって考え方の違いがあり、交渉が進まない。
- ・適切な手数料水準は、実費ではなく、各金融機関が設定する正規手数料と考えているところ、負担を応諾する地方公共団体が非常に少なく金額的にも適正なものとは言い難い。
- ・その他の地方公共団体において経費負担の見直しを行っていないことを理由に 交渉を断られることがある。

現状をふまえ、貴省におかれては、本通知の周知徹底を図るとともに、例えば、地方公共団体に対し金額等の指針を示す等、引き続き、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

また、2023年4月から開始された eL-QR による窓口収納手数料については、地方税共同機構において見直しが検討されているものと理解している。この見直しに際しては、金融機関における一括伝送方式に係るコストの把握および分析が適切に実施されることが望まれる。

貴省におかれては、早期に手数料水準の適正化が図られるよう、地方税共同機構における検討を促進いただきたい。

以 上

地方税・地方公金の電子納付の推進等について その他要望事項一覧

【目次】

- 1. 地方税•地方公金共通
- (1) ウェブロ座振替受付サービスの導入促進
- (2) 継続的な周知広報の取組み
- (3) 指定金融機関契約における契約書案等の様式制定【新規】
- 2. 地方税共通
- (1) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化
- (2) キャッシュレス納付割合の明確化
- (3) 全期前納の口座振替の普及促進【新規】
- (4) 納付者に対するインセンティブ付与
- 3. 地方公金共通
- (1) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進
- 4. 個人住民税
- (1) 都道府県民税利子割に係る更正請求書の様式統一【新規】
- 5. 自動車税 軽自動車税
- (1) 自動車税および軽自動車税の納付済情報確認のさらなる高度化
- 6. その他
- (1) インターネットバンキングの導入促進
- (2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化【一部新規】
- (3) 電波利用料の口座振替に係る経費負担の適正化

1. 地方税 地方公金共通

- (1) ウェブロ座振替受付サービスの導入促進
 - 税・公金の納付において、ウェブロ座振替受付サービスをすでに導入している地方公共団体における先進事例の 横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

ウェブロ座振替受付サービスは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替納付の開始が可能となるものである。

貴省におかれては、ウェブロ座振替受付サービスをすでに導入している地方公共団体における先進事例の横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

(2) 継続的な周知広報の取組み

- 国税庁等とも緊密に連携し、これまでに引続き、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子 納付の周知・広報を展開していただきたい。
- 各地方公共団体に対し、国税における事例を参考として周知し、類似の取組を促すなどの働きかけを行っていた だきたい。

電子納付のさらなる推進のためには、環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが 重要であると考えている。

足許では、2023年4月から、地方税のQRコード納付が、2024年4月から国税の「自動ダイレクト納付」が提供されている。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まっているところ、今後、ますます、地方税と国税とが一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴省におかれては、国税庁等とも緊密に連携し、これまでに引続き、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い 世代に対し電子納付の周知・広報を展開していただきたい。 金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット (デジタルサイネージ用の電子媒体を含む) や、金融機関職員も使用できるようなツール (FAQ集・トークスクリプト等含む) の提供・金融機関職員へのシステムの利用方法に係る研修等をお願いしたい。

さらに、国税における取組においては、各税務署が e-Tax のサポート窓口や訪問等による具体的な導入支援を行っている事例もある。貴省におかれては、各地方公共団体に対し、国税における事例を参考として周知し、類似の取組を促すなどの働きかけを行っていただきたい。

(3) 指定金融機関契約における契約書案等の様式制定【新規】

- コンビニエンスストア等に係る契約書の統一化の動きに追随する形で、金融機関との契約に関しても、変更契約書、覚書、件数集計表、請求書等の様式を制定のうえ、地方公共団体に対して周知いただきたい。
- すでに契約を締結済みであり、契約内容の変更を要しない金融機関においては、契約の再締結に伴う過度な負担が生じることのないよう、現行契約の継続が可能となる措置についても、あわせてご配慮いただきたい。

現在、指定金融機関等の窓口収納手数料が有料化される動きに伴い、地方公共団体において、金融機関との契約書を 改めて締結する必要が生じている事例が増加していると認識している。しかしながら、地方公共団体側においては、契 約実務に関する十分なノウハウを有していない場合も多く、契約内容の調整に相当の時間を要するほか、契約書案の策 定を金融機関側に依頼するケースも散見されると仄聞している。

一方、「規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)」においては、公金収納を行うコンビニエンスストア等に関する契約について、①領収控の電磁的保存及び②デジタル技術を活用した検査手法の導入を踏まえ、総務省が標準的な委託契約書を地方公共団体に示すこととされている。

ついては、貴省におかれては、コンビニエンスストア等に係る契約書の統一化の動きに追随する形で、金融機関との契約に関しても、変更契約書、覚書、件数集計表、請求書等の様式を制定のうえ、地方公共団体に対して周知いただきたい。

なお、すでに契約を締結済みであり、契約内容の変更を要しない金融機関においては、契約の再締結に伴う過度な負担が生じることのないよう、現行契約の継続が可能となる措置についても、あわせてご配慮いただきたい。

2. 地方税共通

(1) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

- 電子申告の利用率 100%の実現に向け、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。
- 電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。
- 行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行 政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含めて積極的に検討いただきたい。

「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税/法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴省におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、国税庁とも連携し、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき 将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含めて積極的に検討いただきたい。

(2) キャッシュレス納付割合の明確化

- 国税と同様に、地方税についてもキャッシュレス納付割合目標を明確にすることをご検討いただきたい。
- 個人住民税特別徴収分にかかる eLTAX 納付率(税目別・地公体別)の公表をご検討いただきたい。

現状、国税に関しては国税庁において、令和8年度までにキャッシュレス納付割合を50%にするという数値目標が 掲げられているところである。

キャッシュレス納付割合目標を明確にすることが、関係各所の更なる取組強化・活性化に繋がると考えられることから、地方税についても数値目標を設定することをご検討いただきたい。

また、一部地域では、eLTAX による個人住民税特徴分にかかる納付率の目標値を設定し、電子納税普及促進に取り組んでいる。活動の効果検証をするうえで、全国の個人住民税特別徴収分にかかる eLTAX 納付率(税目別・地公体別)の公表をご検討いただきたい。

(3) 全期前納の口座振替の普及促進【新規】

● 全期前納の口座振替に未対応の地方公共団体に対して積極的な慫慂をお願いしたい。

昨今では、固定資産税等における全期前納の口座振替に対応する地方公共団体は増えている認識ではあるが、未導入の 団体も相応に存在していると認識している。

全期前納を希望する納税者においては、地方公共団体が口座振替に未対応の場合、金融機関窓口に出向くこと等により 納付することになる。

また、納税者は、自動車税などの納付期限と重なる4月~5月に金融機関窓口に来訪されることが多いことから、納税者・金融機関の双方にとって、手続きの負担感が大きいものである。

貴省におかれては、未対応の地方公共団体に対する積極的な慫慂をお願いしたい。

(4) 納付者に対するインセンティブ付与

● 地方税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブの付与(キャッシュバック、ポイント付与のほか、 例えば、電子納付限定の軽減税率の適用)をご検討いただきたい。 国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納または早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このようなインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考える。

貴省におかれては、地方税の電子納付について、金銭面を含めたインセンティブの付与(キャッシュバック、ポイント 付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用)をご検討いただきたい。

3. 地方公金共通

- (1) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進
 - 地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス納付への移行が 進むよう、関係省庁等と連携しつつ、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。
 - 収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料(旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等)について、廃止の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

2023年12月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第4版が定められたところ、貴省におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードやスマートフォンによるコード決済等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、キャッシュレス決済を導入する際の運用方法の周知を行う等、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料(旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等)について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、既に証紙を廃止している地方公共団体の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

4. 個人住民税

- (1) 都道府県民税利子割に係る更正請求書の様式統一【新規】
 - 都道府県民税利子割に係る更正請求書の様式統一をご検討いただきたい。

金融機関では、中間利息受取型の定期預金の中途解約において、契約時の利率より低い「中途解約利息」で利息計算を 行い、払い出しを行っている。この場合、この場合、利息は「中間利息」時より少ない金額となることから、都道府県税 事務所に対し、更正請求手続きを行い、顧客に税金還付を行っている。

上記手続きにおいて、使用する更正請求書は自治体ごとに様式が統一されていないことから、提出先の自治体の更正請求書様式、提出方法を自治体 HP で確認し、各自治体の様式等にあわせて請求書類を作成している。

貴省におかれては、事務の迅速性・正確性等の観点から、更正請求書の様式統一をご検討いただきたい。

5. 自動車税・軽自動車税

- (1) 自動車税および軽自動車税の納付済情報確認のさらなる高度化
 - 納付情報のシステム反映のタイムラグの問題解決に向けて、関係機関と協力のうえ、対応をご検討いただきたい。

納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。貴省におかれては、本件の解決に向けてご対応いただいているものと認識しているが、引き続きこの問題の解決に向けて、関係機関と協力のうえ、対応をお願いしたい。

6. その他

- (1) インターネットバンキングの導入促進
 - 各地方公共団体において、インターネットバンキングを活用することを導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

インターネットバンキングは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、導入先における生産性向上に資する ものである。 各地方公共団体における導入効果としては、給与・給付金等の振込や残高確認が効率化するほか、公共料金、国税、 財政融資資金元利金等の口座振替やペイジー納付が可能となること等が挙げられる。

本件は、フロッピー・ディスクや CMT の生産終了・新規調達困難化の観点からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

- 行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答において、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。
- 2025 年 6 月、「国・地方デジタル共有基盤推進連絡協議会」において、預貯金照会のオンライン化の拡大に係る 共通化推進方針が示されたことから、当該方針に基づき、地方公共団体における民間事業者によるサービスの導 入を積極的に支援いただきたい。

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約6,000万件(平成30年度調査結果)に及び、昨今では電子照会が急速に進展しているものの、書面による照会は依然として相当数に上る。また、地方公共団体から受領する分は、国税分に並んで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。これは、照会結果が「取引なし」と回答したものについても同一であり、取引の有無にかかわらず相応のコストをかけつつ対応をしているものである。

一方で、地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

また、預貯金照会等の電子化が進展する中で、一部の地方団体から照会の必要性に疑問がある照会が発生しており、 結果として不要なコストが発生している事例があると仄聞している。こうした照会が発生している背景の一端には、経 費負担の適正化が十分に図られていない可能性も考えられる。 貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する地方公共団体の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、2025 年 6 月の「国・地方デジタル共有基盤推進連絡協議会」においては、預貯金照会のオンライン化の拡大 に係る共通化推進方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方公共団体における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いただきたい。

(3) 電波利用料の口座振替に係る経費負担の適正化

● 手数料の適正化は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、この一刻も早い是正をお願いしたい。

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

電波利用料の預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償も確保できていない実態がある。

手数料の適正化は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、この一刻も早い是正をお願いしたい。

以 上

地方税・地方公金の電子納付の推進等について 一部重点要望事項詳細

【目次】

- 1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備
- (2) eLTAX の利便性向上
 - ① 他システムと連携した UI・UX のさらなる改善
 - ② 継続アップロード機能の実現
 - ③ 納税証明書の表示・出力機能の実現
 - ④ eLTAX における複数人の承認を必要とするフローの導入と複数 ID の付与
 - ⑤ 退職所得の一括アップロード機能搭載
 - ⑥ MPN を利用した自動ダイレクト納付の実現
 - ⑦ 地方税お支払いサイトの利便性向上
 - ⑧ eL-QR に格納する情報の誤り発生の防止
 - ⑨ 地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化
- (3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化
 - ① 納付書の様式統一
 - ② 「地方税お支払いサイト」への固定資産や車両を特定する情報の記載
 - ③ 延滞金等の取扱いの見直し
 - ④ 一括納付制度の導入
 - ⑤ 自動車税還付時の口座振込払い
 - ⑥ 公金収納等に係る検査の柔軟な運用
 - ⑦ 収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進
 - ⑧ 地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用

- 1. 地方税・地方公金の電子納付環境整備
- (2) eLTAX の利便性向上

① 他システムと連携した UI・UX のさらなる改善

金融界は、特に、国税との関係において、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えている。

さらに、「規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)」において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

貴省におかれては、eLTAXのUI・UXのさらなる改善等を図っていただくとともに、e-Tax やマイナポータル、e-Gov との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、国税庁・デジタル庁と国民目線に立った検討を進めていただきたい。

② 継続アップロード機能の実現

貴省および地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」の令和2年度とりまとめにおいて、QRコード納付方式と並ぶアップロード納付方式に関して、eLTAXに「継続アップロード機能」を実装することが不可欠と考える旨が記載されている。

本機能は、特に、法人にとっては、極めて効率的な手段であると考えられることから、この実装に向けて、取組みを継続いただきたい。

③ 納税証明書の表示・出力機能の実現

金融機関から顧客に eLTAX 納付の利用を勧奨すると、顧客から領収証書の有無を問われる、あるいは、税理士に相談したところ領収証書が発行されないと言われたとして、導入を断られるケースがある。領収証書が発行されないことが、eLTAX 納付の利用における阻害要因のひとつになっている可能性がある。

この点、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討されている、処分通知等のオンライン化に関して、自動車税等の納付書に付属する納税証明書についてもこの対象に含め、eLTAXによりイメージファイルあるいは PDF として表示・出力できる機能を搭載いただきたい。

金融界としては、本措置により、納税証明書に金融機関出納判が必要であるが故に、現在、窓口納付を選択されている方の行動変容のきっかけになることを期待している。

④ eLTAX における複数人の承認を必要とするフローの導入と複数 ID の付与

多くの企業では内部統制強化の観点から、申請者と承認者を分けている一方、eLTAX の電子納付(ダイレクト納付)は申請者単独で手続可能であり、企業のガバナンス上利用し難いシステムとなっている。このため、申請者・承認者の複数人の承認を必要とするシステムを導入していただきたい。なお、個人、または企業規模によってもフローが異なるため、現在の単独証人と複数人承認を任意で選択できることが望ましいと考える。

また、複数部署で同時申請手続きを可能とし事務効率化につながるよう eLTAX における複数 ID の発行をお認めいただきたい。

⑤ 退職所得の一括アップロード機能搭載

住民税特別徴収分の企業側の納付においては、給与所得分と退職所得分をまとめて納付データにして、申告を行っているところ、退職所得分については一括ファイルアップロード機能がなく、一件ずつ明細をアップロードするかたちとなっており、誤入力のリスクがあるとして、eLTAX 導入の阻害要因になっている可能性がある。この点、住民税特別徴収分のeLTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を搭載いただきたい。

⑥ MPN を利用した自動ダイレクト納付の実現

2024 年度から、e-Tax に新機能として追加された自動ダイレクト機能では、電子申告データの送信とあわせて、ダイレクト納付の手続きをすることが可能となり、税理士等が e-Tax の申告データを送信する際に、必要事項にチェックを行なえば、クライアントの法人は電子納税にログインすることなく、法定納期限当日に自動的に口座引落しによる納付ができることとなった。

また、「地方税における電子化の推進に関する検討会」における令和6年度とりまとめでは、電子申告の際に、同時に eLTAX ダイレクト納付を行う旨の意思表示を行う機能の実装等により、利便性を高めていくことが望ましい旨が記載されている。

e-Tax のように自動ダイレクト納付機能を eLTAX に備えることは利用者の利便性向上にもつながり、ダイレクト納付の利用者が増えることにも資する。

ついては、貴省におかれては、自動ダイレクト納付機能を eLTAX でも実装することを引き続きご検討いただきたい。

⑦ 地方税お支払いサイトの利便性向上

金融機関においてもキャッシュレス納付推進の一環として、「地方税お支払いサイト」での納付を推進している。 利用者の利便性が向上することにより、地方税お支払いサイトの利用者増加につながると考えられることから、以下 の機能を実装いただきたい。

▶ eL-QR 読取データの一括アップロード機能実装および読取媒体の拡大

現状、eL-QR の読取手段が PC 内蔵カメラやバーコードリーダー等に限られ、大量の納付書を一度に納付する際の負担が大きく、電子納付の阻害要因になっている。また、納付書が数十枚程度の企業では、QR コードリーダーを本件納税のために導入することをためらい、かつ、eL 番号入力の手間も感じることから、地方税お支払いサイ

トを利用した納付に繋がらないケースもある。スキャナで読取・作成したデータをアップロードする仕組みの構築、eL-QRの読取りをスマートフォンと連携しスマートフォンのカメラ機能で読取可能とする等、納付書を簡単に電子納付できるよう機能改善をいただきたい。

▶ eL-QR 読取データの明細削除機能実装

複数件のQRコードを読み取った後、支払対象から除外したい明細を削除することができない。利用者の利便性の向上のため、QRコード読取り後でも明細を削除することができるように機能改善をいただきたい。

▶ eL-QR 読取データの出力機能実装

固定資産税や自動車税の納付書をQRコードにて読み込んだ場合、納付後にCSV出力が可能である。法人の多くは、納付前に、各資産台帳との突合、納付額等の社内決裁を行うため、納付前の段階でQR読取データをCSV形式あるいはPDF形式で出力する機能を搭載していただきたい。

⑧ eL-QR に格納する情報等の誤り発生の防止

複数の地方公共団体において、eL-QR に格納した情報が誤っていた等、納付書作成・発行時の不備により使用不可な eL-QR が付与された eL-QR 納付書が依然として発生している状況である。

貴省においては、昨年度、地方公共団体および金融機関が手元で確認を行うための参考資料として、「地方税統一QRコード (eL-QR) の取扱いに関する手引き」を作成されたものと認識しており、かかる対応については大いに歓迎するものである。

本事象が発生した場合、利用者・金融機関・地方公共団体のいずれにおいても読取不能や、誤った読取内容を正しい事務とするための負担が発生するため、eL-QRには正しい情報を格納するよう、引き続き地方公共団体に周知いただきたい。

⑨ 地方税納入サービスによる納税データ情報の伝送化

銀行窓口等で受付していた地方税の 2.0 億件のうち、1.1 億件は eL-QR により、データ還元可能となる見込。残りは特別徴収地方税(0.9 億件)であるが、金融機関が提供している地方税納入サービス(EB サービスで個人住民税(特別徴収)を納付できるサービス)を経由して納付されるケースもあり、大量の済通、原符の印刷および指定金融機関への授受が発生している。

納税情報をデータのまま地方公共団体に提供できる業界統一の仕組みとして、地方税納入サービスで納税者が入力した納税情報を金融機関がマルチペイメントネットワークを活用し、共通納税システムを経由して地方公共団体へ伝送することで既存の仕組みを活用しながら、地方公共団体・金融機関双方にとって大幅な効率化効果が期待できると考えられる。

貴省におかれましては、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、本件を議題の一つとして取り上げていただけると認識している。ついては、本機能の実装に向けて引き続きの検討をお願いしたい。

(3) 各地方公共団体における事務取扱の標準化

① 納付書の様式統一

eL-QR による収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを希望している。

自治体システムの標準化により一定程度、様式の統一が進む認識ではあるが、システム標準化の対象となっていない税目におかれても、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図っていただきたい」。なお、この統一様式は

¹ 様式統一には、地方税統一QRコード付き納付書における、eLマークの印字必須化を含む。

「マルチペイメントネットワーク(MPN)標準帳票ガイドライン」にもとづくものとすることが合理的と考えられる。

② 「地方税お支払いサイト」への固定資産や車両を特定する情報の記載

固定資産や車両を大量に保有する法人は、資産台帳と納付書を突合し、どの資産について税を納付済みであるか、 自らリスト化および管理をしている。「地方税お支払サイト」を利用して納付する場合であっても、上記の管理作業 は発生するところ、法人からは、同サイトにおける手続が増えるだけで、業務効率化には繋がらないとの声も聞かれ る。

貴省におかれては、固定資産や車両を特定できる全国共通のコード体系を整理し、かつ納付書の印字および「地方税お支払いサイト」の表示追加を義務付けることで、納税者側においてもデータ的に資産と納付書の突合ができるような在り方を実現いただきたい。

③ 延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納期限経過後に生じる延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関等の業務を逸脱していると考える。

さらには、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各団体に対して、1件ごとに収納方法を確認したうえで収納している等、大きな事務負担となっている。

この点、eL-QRによる収納については、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない。」とされたが、その他の収納方法によるものについても、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

④ 一括納付制度の導入

一部の都道府県においては、自動車を一定台数以上保有する者を対象に、自動車税の納付書を1枚にまとめて交付し、これによる納付を可能とする仕組み(一括納付制度)を導入している。

この一括納付制度は、納付者にとって、大量の納付書を扱うことによる処理負荷や紛失リスクの低減に繋がるものであるほか、eL-QR による収納を行う場合には、読取回数が1度で済むこととなる。大量のeL-QR の読取り作業の手間のために、「地方税お支払サイト」を活用した納付を断念し、金融機関窓口納付を選択せざるを得ないとの企業の声も聞くところ、貴省におかれては、自動車税の一括納付制度が全ての都道府県において選択可能となるよう、また、これが軽自動車税にも拡大されるよう、積極的に後押ししていただきたい。

なお、現在の自動車税の一括納付制度においては、都道府県毎に最低台数が決まっており、2台からでも利用可能な 県がある一方で、100台超の県もあるところ、貴省におかれては、この最低台数が極力小さいものとなるよう、併せて 働きかけていただきたい。

⑤ 自動車税還付時の口座振込払い

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機 関窓口に持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴省におかれては、口座振込払を基本とするよう、地方公共団体に働きかけていただきたい。

⑥ 公金収納等に係る検査の柔軟な運用

地方自治法²において、地方公共団体の会計管理者は、指定金融機関等の公金収納等に係る状況を「検査しなければならない」とされているところ、一部の金融機関においては、臨店による検査を年間 100 件超受けているケースもあり、金融機関と地方公共団体双方の負担になっている。

地方公共団体と金融機関との契約のなかには、口座振替による収納のみで、店頭収納がない収納代理契約等もあるところ、貴省におかれては、取引状況および過去実績によっては、例えば、検査の省略あるいは頻度削減やリモート検査の併用等、柔軟に運用できるような検査の在り方を検討いただき、これを地方公共団体に示していただきたい。

⑦ 収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない方法(eL-QR を用いた納付・口座振替等)を金融界としても推進している。

窓口納付の必要がない納付手段の1つである口座振替を活用した納付をいままで以上に促進する方法としては、収納 代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、これまで指定代理金融機関や収納代理金融機関ではないとして、口座振替を実施できなかった金融機関においても、口座振替を活用することができるようになり、納税者の利便性向上にもつながると思料する。

貴省におかれては、各地方公共団体における口座振替の利用促進を目的とした収納代行企業の積極的な活用の推進の 取組みを後押ししていただきたい。

⑧ 地方公共団体窓口および税事務所収納分に対する QR コード利用

第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

^{2 (}指定金融機関等の検査)

地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納する場合は、金融機関による収納ではないとして、納付書の eL-QR を読み取って地方税共同機構に収納情報を送信することができないとされている。他方、多くの地方公共団体には、金融機関の派出窓口も併存しており、こちらで受付した納付書は eL-QR の読取り対象となっている。

そのため、税公金収納事務を行う際に、eL-QRの読取り対象である金融機関の派出窓口により受付した納付書と、eL-QRの読取り対象外である地方公共団体窓口や税事務所等で受付けた納付書をわけて処理をする必要があり、金融機関の業務が非効率になっている実態がある。

貴省におかれては、地方公共団体の窓口や税事務所等で直接収納した税公金におかれても eL-QR 読み取り対象としていただくことについて、法改正も含めてご検討いただきたい。

以上

³ eL-QR の活用範囲は、①eLTAX 操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税とされている(「『地方税における QR コード規格に係る検討会』取りまとめ」参照)。